

練情審査発第 17 号

平成 24 年 10 月 22 日

練馬区長 殿

練馬区情報公開および個人情報保護審査会

自己情報非開示決定に対する異議申立ての審査について（答申）

平成 24 年 3 月 22 日付け 23 練総情第 1418 号で諮問（諮問第 56 号）を受けた「未成年の子の診療報酬明細書」に係る自己情報非開示決定に対する異議申立てについて、当審査会は、審査の結果を別紙のとおり答申いたします。

（答申第 41 号）

## 答申書（答申第 41 号）

### 1 審査会の結論

練馬区長（以下「実施機関」という。）が平成 24 年 1 月 25 日付けで行った、「未成年の子（以下「本件児童」という。）の診療報酬明細書」に係る自己情報の開示請求について、その存否を明らかにしないで非開示とした決定（以下「本件処分」という。）は練馬区個人情報保護条例（平成 12 年 3 月練馬区条例第 79 号。以下「条例」という。）上、適法かつ妥当であり、取り消す必要はない。

### 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、条例に基づく自己情報の開示請求に対し、平成 24 年 1 月 25 日付けで実施機関が行った本件処分の取消しを求めるというものである。

### 3 異議申立人の主張の要旨

異議申立人は、異議申立書、意見書および再反論書において本件異議申立てに至る経過および理由を詳細に述べた上で、おおむねつぎのように主張している。

#### (1) 本件開示請求の趣旨について

ア 東京家庭裁判所に本件児童の母親から提出された診断書によれば、本件児童は強い恐怖体験から生じた適応障害を発症しており、現時点での父親（異議申立人）との面会は困難であるとの特定医療機関の医師の判断が記載されていた。

イ しかしながら、本件児童は、弟の出産時に父母のもとを無理やり離され、祖父母のもとで軟禁状態での暮らしを余儀なくされており、それ以前は心身ともに健康であり、また、異議申立人との関係も良好なものであった。

ウ 異議申立人としては、本件児童が、祖父母により連れ去られ、両親と会えなくなったショックにより適応障害を発症したものと推定され、祖父母による虐待を受けている可能性が高いと考えている。また、本件児童の母親も週に一度当該医療機関に通院している旨主張しているが、その根拠となる診療報酬明細書の開示を拒否し、病院へ連れて行かないことにより、本件児童を虐待している可能性がある。

エ さらには、本件児童の母親は、異議申立人と本件児童との面会を拒否するために当該医療機関の医師に前出の診断書を作成させ、子の福祉に反して本件児童を虐待している可能性がある。

オ 異議申立人は、これらについて確認を行うため、前出の診断書を作成した医療機関に係る診療報酬明細書（以下「本件公文書」という。）の開示を請求したものである。

(2) 本件処分が違法（不当）であることについて

ア 実施機関は、本件処分の理由を本件児童の生命、健康、生活または財産を害するおそれを有するためと述べているが、現在の本件児童を取り巻く環境こそ生命、健康、生活を害されている可能性を有するものである。

イ 異議申立人は、本件児童が当該医療機関に通院していることは、前出の診断書により把握しており、また、その後、母親同意の下、双方の代理人弁護士立会で当該医療機関の医師と面談も行っている。よって、本件公文書を開示することによって、本件児童のどのような生命、健康、生活または財産を害するおそれを新たに生じさせるのか全く不明である。

ウ 実施機関は、本件児童と母親が現に異議申立人に居所を秘匿して生活していると主張するが、当該事実を認定するための根拠は全く示されていない。また、本件公文書を開示することにより、本件児童および母親に接触が図られるおそれがあると説明するが、異議申立人は無断で接触を図ろうとしたことは一度もなく、また、今後の面会交渉に悪影響を及ぼすこのような行為を行う可能性など存在しない。

エ また、別居中で争いが解決していなくても、面会交流は行えるものであるし、子の福祉のために面会交流を行うということが裁判所も認める世間での常識であるところ、実施機関は、独自の見解により、不当に異議申立人の有する親権・監護権を侵害した。

オ 本件児童の利益に反するか否かは、本件児童と異議申立人との関係に着目して判断されるべきである。実施機関は本件児童について異議申立人と母親との間に争いごとがあることの影響をうかがうことができると主張しているが、子どもが母親を心配する言動をすることは、ごく自然なことであり、実施機関の説明は妥当を欠くものである。実施機関は、本件児童と異議申立人との関係に着目した判断を一切行っていない。

カ 仮に実施機関の判断過程において本件児童の母親の何らかの申出が根拠となっているのであれば、本件児童の母親は不正に生活保護を受給しているのだから、その申出には信頼性がなく、また、医師や心理士、保健師など専門職の評価を踏

まえていたとしても、実施機関が異議申立人に何ら問い合わせもせず、弁明の機会を与えていないことを鑑みれば、実施機関は、異議申立人を「DV加害者」であるかのように悪意を持った推定のみによって判断を行った蓋然性が高い。

キ 実施機関は説明において、司法の判断に先んじてなどと慎重さを装い、また、このような制度にあってはなどと責任転嫁の言い訳の材料として開示制度上の不備を使っている。実施機関は、真実を見ようとせず、問題の本質を理解していない一方で、司法や警察の判断に先んじて異議申立人を「DV加害者」と扱うことで不当に侮辱し、家庭の崩壊を支援したことは紛れもない事実である。

#### 4 実施機関の説明の要旨

上記異議申立人の主張に対し、実施機関は非開示理由説明書および反論書において、本件処分を行った理由についてつぎのように説明している。

##### (1) 条例上の非開示理由

ア 本件請求を受け、実施機関において確認をしたところ、本件請求があった日以前に本件児童の母親から実施機関に対して、配偶者による主に精神的な暴力からの保護を求める相談があり、以降、母親および本件児童に関して相談や支援の対応が図られていることが判明した。

イ 母親および本件児童への支援に際し、実施機関としては、警察や各種相談機関の利用を勧めるとともに、母親からの申立てのほか、医師や心理士、保健師など専門職による評価を踏まえて、その処遇についてつぎのとおり配慮を要するものと把握をしており、異議申立人との接触には最大限の慎重さが必要なケースであると判断をしていた。

当該母親については、心理学的判定や精神医学的判定において、いわゆるDV被害固有の症状が認められ、医療等専門的な支援が必要であるとの評価があったこと。

また、本件児童についても、母親を心配するような言動などから、異議申立人と母親との間に争いごとがあることの影響をうかがうことができ、情緒・心理面の発達に関して医療等専門的な支援と精神的安定を確保できる生育環境の整備が不可欠であること。

ウ 今般、異議申立人が法定代理人による自己情報開示請求という方法を選択したことを鑑みれば、母親は本件請求のあった時点においても異議申立人に対し、実際の居所を秘匿して本件児童とともに生活していることは明らかである。このよ

うな状況にあって、現に本件児童を監護している母親の意向とは関係なく異議申立人から本件児童および母親に接触が図られれば、母親を不安にさせることは明白であり、ひいては、本件児童の心理状態にも悪影響を及ぼすことは必至である。

エ 一般に診療報酬明細書には、住所こそ記載されていないが、診療開始日やその月の診療実日数が記載されている。仮にこれを開示した場合、当該医療機関への通院頻度や受診曜日等をおおむね程度類推することができ、通院してくる本件児童および母親への接触が図られるおそれが十分に考えられる。

オ 本来、未成年者の個人情報の法定代理人に対する開示は、当該未成年者の利益のために認められた制度であり、父親と母親どちらの立場で変わるものではなく、親権者として等しく開示されるべきである。

カ しかしながら、異議申立人と母親双方の争いの中で、本件児童は現に母親とともに異議申立人に居所を秘匿して生活している事実があり、社会通念上、この時点でも少なからず本件児童への精神的影響が考えられるところ、これに加えて、上記ウに述べたような本件児童の生活にさらなる変化や影響を与えることは、本件児童の健全な精神の発達に重大な問題を引き起こすおそれがあり、本件児童の利益になるとは認め難い。

キ したがって、このような事態につながるような情報は、本件児童の健康や生活を害するおそれがあるものであり、本件児童の利益に反するとして条例第 19 条の 2 第 1 号に規定する非開示情報に該当すると判断したものである。

ク さらに、本件公文書については、存在するか否かを答えるだけで、特定の医療機関への通院の有無が判明し、当該医療機関において異議申立人が通院してくる本件児童と母親への接触を図るおそれが生じることから、非開示情報を開示することと同様の結果となるため、条例第 20 条の規定に基づいてその存否を明らかにしないで非開示とする処分を決定したものである。

## (2) 本件異議申立てに対する実施機関の意見

ア 実施機関としては、異議申立人と母親の間にある争いについて、どちらの主張が正しいのか否かという観点をもって本件請求に対する処分決定の判断を行ったものではない。

イ 実施機関は、本件児童が当該医療機関に通院していることを異議申立人が既に知っているなどという、家庭裁判所などにおけるやり取りを知る立場にはない。

また、異議申立人と母親との間の争いについて、個人情報の開示制度の中で調

査し、また審判する権限を有してはいない。このことは、司法の場で係争中であるのならば、その判断に委ねられるべきものである。

ウ なお、異議申立人は、面会交流調停の制度を挙げて親権・監護権が不当に侵害されたと主張するが、父母の間に争いがある、もしくは話し合いがまとまらないからこそ、子の福祉のためにこのように家庭裁判所における一定の手続きの下に面会交流を行う必要があるのであり、両親の争い自体が本件児童に与える負の影響を鑑みれば、その解決なり司法の判断に先んじて、個人情報の開示制度が、法定代理人であるというだけで本件児童の心身と生活に影響を及ぼすおそれのある情報の開示について応えてしまうこと自体、本件児童の利益に反するものと考えらる。

エ なお、生活保護の不正受給ないし実施機関による不適切な生活保護の実施に係る異議申立人の主張については、これらの事柄が事実か否かは別にして、条例に基づく本件開示請求の可否判断には直接関係がないものであるが、実施機関としては、母親に係る相談対応および支援内容については適正に実施したものである、とまでは念のため申し添える。

## 5 当審査会の判断理由

当審査会の審査結果は、つぎのとおりである。

### (1) 判断に当たっての前提

ア 当審査会は、練馬区情報公開および個人情報保護審査会条例（平成12年3月練馬区条例第81号。以下「審査会条例」という。）第1条の規定に基づき設置されたもので、実施機関による自己情報の非開示等決定に対し異議申立てがあった場合において、条例第29条の規定に基づき実施機関の諮問に応じ、その非開示等決定が条例の解釈運用を誤ったものであるか否かについて審査して実施機関に答申する機関である。したがって、当審査会は、本件処分の是非を条例に則して判断するものである。

イ 条例第19条は、区民等の自己情報の開示請求について規定し、条例第19条の2各号は、自己情報の開示請求に対し、例外的に当該開示請求に応じないことができる事項について定めている。また、条例第20条は、例外的に自己情報の存否自体を明らかにしないで拒否処分を行うことができる旨を定めている。

ウ 当審査会は、条例のこれらの規定に則して、本件処分の適否について判断する。

### (2) 診療報酬明細書について

ア 実施機関の説明によれば、一般に診療報酬明細書には、医療機関において患者が受けた診療について、当該医療機関が保険者（市区町村や健康保険組合等）に請求する医療費の明細書であり、患者氏名、性別、生年月日のほか、保険者番号、傷病名、診療開始日や診療実日数、治療や検査の内容と診療報酬点数等が記載され、月単位で作成される文書である。

イ 一方、本件開示請求書によれば、異議申立人は診療報酬明細書について、特定の医療機関を指定したうえで、その開示を求めていることが確認できる。

(3) 本件開示請求について

ア 条例第 24 条第 2 項では、未成年者について法定代理人は本人に代わって自己情報の開示等請求を行うことができる旨を定めている。本件請求は、同居していない本件児童について、その親権を有する父親である異議申立人が法定代理人として請求を行ったものである。

イ 通常、未成年者とその法定代理人の利害関係は当然に一致するものと考えられ、未成年者に係る自己情報の法定代理人に対する開示は、当該未成年者の利益のために認められた制度である。しかしながら、実施機関は、今般の開示請求に対しては本件児童の利益に反するとして本件処分を行っており、まずこの点で異議申立人の主張と対立しているため、以下に検討する。

(4) 本件児童の利益に反するか否かについて

ア 実施機関は、本件児童の利益に反するとした理由として、本件児童および母親はともに医療等専門的な支援が必要な状態であり、本件児童については、情緒・心理面の発達に関して精神的安定を確保できる生育環境の整備が不可欠として、異議申立人との接触には最大限の慎重さが必要であると判断していたことを前提として挙げている。

イ また、実施機関および異議申立人の主張は対立しているものの、請求時における状況として、異議申立人と母親の間には子の監護や夫婦関係について争いがあること、母親は異議申立人とは別居のうえ本件児童を監護していることについては少なくとも異論のない事実として双方の提出書面から確認することができる。

ウ 一般に、児童の成長に際して保護者が与える影響は重大であるところ、児童が両親の争う姿を見るような状況下に置かれることは情緒・心理面の発達に関して好ましくないことは言うまでもないことであり、上記アおよびイに記載したような状況にあるのならば、特に慎重な対応が求められることは理解できるところで

ある。

エ 本件児童について言えば、精神科に通院しているように配慮を要する状態にあることから、両親が争う姿や現に監護している母親が動揺する姿を見るような状況に置かれれば、心理面に負の影響を受ける蓋然性は高く、その影響はさらに深刻なものになると考えられる。よって、そのような事態を引き起こすおそれのある情報、すなわち異議申立人との接触につながる情報の開示は、本件児童本人の利益に適うものではないとする実施機関の説明は首肯できるところである。

オ この点、実施機関は、母親の申立てによってからだけではなく、専門の相談機関の利用や医師・心理士など専門職の評価を踏まえるなど、福祉行政における一定の手順を踏んだうえでの判断をしていることを鑑みれば、上記アに記載した実施機関の判断に不合理な点は認められない。

(5) 条例第 19 条の 2 第 1 号および第 20 条該当性について

ア 一般に診療報酬明細書に含まれる情報は、未成年者についていえば、通常、保護者が知るべき、ないしは知ることのできるものである。

イ しかしながら、診療報酬明細書によって通院先の特定や通院状況が把握できる以上、本件児童にとっては、異議申立人との接触につながる情報として、結果的に精神面に負の影響を及ぼす事態を引き起こすおそれがあるとした実施機関の説明は首肯することができ、また、その前提になった判断に不合理な点は認められない以上、本件児童の健康や生活を害するとして条例第 19 条の 2 第 1 号に規定する非開示とすべき情報に該当するとしたことは妥当である。

ウ さらに、本件公文書について言えば、5 (2)イに記載したとおり、特定の医療機関を指定したうえで請求されたものであることから、存在するか否かを答えるだけで、当該医療機関への通院の有無が判明し、仮に通院している場合には、やはり本件児童への接触につながるおそれが生じ、非開示とすべき情報を明らかにすることと同様になるので、条例第 20 条を適用して非開示としたことは妥当である。

(6) 異議申立人の主張について

ア 異議申立人は、本件処分が不当である理由として、母親や祖父母による虐待の疑いがあること、家庭裁判所に提出された診断書で本件児童が当該医療機関に通院していることを既に知っていること、弁護士立会で当該医療機関の医師と面談したこと、本件児童との面会交流のこと、また、母親の生活保護の不正受給の疑いなどを挙げて説明をしている。



イ しかしながら、実施機関は行政機関であり、家庭裁判所におけるやりとりを知りうる立場にはなく、ましてや、家庭裁判所において争っている内容にまで踏み込んで判断することを求めることには、審査会としても無理があるものとする。

ウ 子の監護や夫婦関係の問題については、異議申立人自身が家庭裁判所や代理人弁護士といった言葉を用いて説明しているように、司法等しかるべき場において解決を図るべきものであり、このことを条例に基づく処分の適否を審査する当審査会が検討する立場にはないものである。

エ また、生活保護の不正受給に係る異議申立人の疑義についても、同様に当審査会が検討する立場にはなく、開示の可否や処分の適否に係る判断に影響を及ぼすものではないとする。

オ 当審査会としては、(4)および(5)において検討したとおり、一定の手順を踏まえたうえで本件児童および母親に対する保護や支援の必要を認め、異議申立人との接触には最大限の慎重さが必要であるとの実施機関の判断には、行政機関の対応として不合理な点は認められない以上、この判断に基づいた本件処分は妥当とする。

(7) 以上のとおりであるので、本件処分については1審査会の結論のとおり答申する。

## 6 審査会の処理経過

本件異議申立てに関する当審査会の主な処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

【別紙】

審 査 年 月 日	処 理 経 過
平成24年 2月23日	・ 異議申立書の受理
3月22日 (第6期第15回審査会)	・ 練馬区長(実施機関)から諮問
	・ 本件異議申立てについて審査手続開始決定
	・ 実施機関へ非開示理由説明書の提出要求
4月25日 (第7期第1回審査会)	・ 実施機関の本件異議申立てに対する説明と審議
5月18日	・ 非開示理由説明書を受理
5月24日 (第7期第2回審査会)	・ 非開示理由説明書の審査
5月25日	・ 異議申立人に非開示理由説明書の送付と意見書の提出要請
	・ 異議申立人に口頭意見陳述の希望について照会
6月19日	・ 異議申立人の意見書を受理 (口頭意見陳述の機会の設定を希望しない旨の申出書をあわせて受理)
6月27日 (第7期第3回審査会)	・ 意見書の審査
	・ 実施機関あて意見書の送付
7月13日	・ 実施機関の反論書を受理
7月23日 (第7期第4回審査会)	・ 反論書の審査
	・ 争点整理
	・ 異議申立人あて反論書の送付
8月 9日	・ 異議申立人の再反論書を受理
8月31日 (第7期第5回審査会)	・ 再反論書の審査
	・ 争点整理と答申内容の検討
9月24日 (第7期第6回審査会)	・ 答申内容の検討および答申文の作成
10月22日 (第7期第7回審査会)	・ 答申文の作成
	・ 練馬区長(実施機関)への答申